

野木町長選挙のお知らせ

投票日：8月7日 期日前投票：8月3日～6日

入場券は、圧着ハガキで世帯主様あてに郵便で届きます。
(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)
お名前等をお確かめのうえ、切り取り線に沿って切って投票所にお持ちください。

問選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎(57)4114 ☎(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

投票日時

8月7日(日)
7時～20時
《告示日 8月2日(火)》

期日前投票期間・時間

8月3日(水)～6日(土)
8時30分～20時

期日前投票所

役場本館2階大会議室

持ってくるもの

入場券（届いている場合）
※8月2日に発送します。法律により告示日以後の発送となります。

投票できる方

【年齢】
平成10年8月8日以前に生まれた方

【住所】

平成28年5月1日以前に野木町に転入届をした方で、引き続き住んでいる方

選挙公報

町長選挙の選挙公報は、新聞折込みで配布します。
また、町役場、町公民館、町立図書館、町文化会館、老人福祉センター、きらり館、野木ホフマン館、野木駅自由通路に備え付けますので、ご自由にお持ちください。
なお、町ホームページにも掲載します。



立候補予定者説明会

日時 7月5日(火)
13時30分～
場所 役場新館2階大会議室

立候補届出書類等事前審査

期日 7月27日(水)
13時30分～16時
場所 役場本館2階大会議室

期日前投票とは？

投票日当日、仕事や学校、レジャーなどの理由で投票所へ行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。なお、期日前投票を行う日に選挙人名簿登録者が満18歳にならない方は、不在者投票ができます。

不在者投票とは？

投票所に行けない方のために不在者投票・郵便等による不在者投票の制度があります。
・遠方に滞在されている方
・指定病院等に入院又は入所されている方
・介護保険法で要介護5の方
・身体に重度の障がいのある方
など

※それぞれあてはまる要件があります。また、手続きには時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。
※「介護保険法で要介護5の方」「身体に重度の障がいのある方」にあてはまる方は、事前に証明書の発行を受ける必要があります。詳しいことは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

野木町長選挙

投票所案内図

～大切な未来を築くあなたの一票～

友沼小学校 1階教室
(第1投票所)

投票区域
本新田
下影
角新田
上羽毛田
中古屋
友下 友西

松原コミュニティセンター
(第2投票所)

投票区域
松原1
松原2
松原3
松原4東のJR
宇都宮線西側
松原4西

野木会館
(第3投票所)

投票区域
野木1の1
野木1の2
野木2
ひまわり回地
野木3 野木4
野木5 野木6
野木原

野渡コミュニティセンター
(第4投票所)

投票区域
野渡1
野渡2の1
野渡2の2
野渡3 野渡4
富岡野渡5
野渡6 狐塚1
狐塚2 陽光台

南赤塚小学校 1階教室
(第5投票所)

投票区域
矢畑 中根 御門
座又 行家 北斗
中之内 篠山1
篠山2 中谷1
中谷2 中谷3
中谷4

野木町公民館
(第6投票所)

投票区域
丸林東上1
丸林東上2
丸林東上3
丸林東中1

新橋小学校 1階教室
(第7投票所)

投票区域
芝山1 芝山2
新橋西1
新橋西2
新橋西3
卯ノ木1
卯ノ木2

丸林西会館
(第8投票所)

投票区域
丸林西上
丸林西中1
丸林西中2
丸林西中3
丸林西中4
丸林西下(プレシオン)

土地区画整理記念会館
(第9投票所)

投票区域
丸林東中2
丸林東下1
丸林東下2
丸林東下3
丸林東下4
丸林東下5

老人福祉センター(ホープ館)
(第10投票所)

投票区域
新橋東1
新橋東2
新橋東3
大塚1 大塚2
フルミンガーデン野木
松原4東のJR
宇都宮線東側

潤島コミュニティセンター
(第11投票所)

投票区域
潤島1
潤島2
潤島3
潤島4

佐川野小学校 1階教室
(第12投票所)

投票区域
若林1 若林長野 若林西長野
佐川野上
佐川野中 佐川野西
佐川野下の1
佐川野下の2
佐川野下の3
佐川野下の4

川田集落センター
(第13投票所)

投票区域
川田1
川田2
川田3

サイレン吹鳴のお知らせ

投票日の8月7日は、投票日である周知と棄権防止や投票参加を促すため、野木町一円にサイレンを吹鳴しますので、火災などとお間違えないようお知らせします。

午前7時・正午・午後7時 20秒吹鳴 10秒休止 20秒吹鳴

18歳投票がスタートします！

選挙のはなし～その4～



今回は選挙の種類です

◆選挙年齢が18歳以上に！

国政選挙は6月19日のあとに公示される選挙から適用され、地方選挙については、前述の国政選挙の公示日以後に告示される選挙から適用されます。
では、国政選挙、地方選挙には、どのような選挙があるのでしょうか。

1. 国政選挙

【衆議院議員総選挙】

衆議院議員を一斉に改選する選挙です。任期は4年となります。任期中に解散もあり、それに伴う選挙もあります。投票用紙に、小選挙区選挙では「候補者名」を、比例代表選挙では「政党名」を書いて投票します。

【参議院議員通常選挙】

参議院議員の半数を、3年ごとに改選する選挙です。任期は6年です。任期が長く、解散ありません。よって長期的視野から審議する大切な役目を持っています。投票用紙に、選挙区選挙では「候補者名」を、比例代表選挙では「候補者名か政党名」を書いて投票します。

2. 地方選挙

【都道府県知事選挙・市区町村長選挙】

都道府県や市区町村の長を選ぶ選挙です。知事や市区町村長は、予算案や条例案をつくって議会に提出します。議会の議決等を受け、成立・制定された予算や条例を執行します。また、地方税の徴収なども行います。任期はどちらも4年となります。

※栃木県知事や野木町長の選挙です

【地方議会議員選挙】

都道府県議会や市区町村議会の議員を選ぶ選挙です。議会の議員は、地域の条例や予算を決め、よりよいまちづくり・環境づくりを進めます。議員の定数はそれぞれの市区町村の条例で決められています。任期はどちらも4年となります。

※栃木県議会議員や野木町議会議員の選挙です

今こそ将来を担う若い世代の声を届けましょう！！

今回の選挙権年齢の満18歳以上の改正は、およそ70年ぶりの大きな出来事です。

改正前の選挙権年齢の満20歳以上の男女が平等に選挙権を持つようになったのは、昭和20年からです。それ以来の改正です。さらに、それ以前の選挙制度は、25歳以上の男子で、納めている税金の額によって、選挙資格が与えられ、今のように平等な権利ではありませんでした。

今回の改正は、将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために引き下げられるものです。少子高齢化、人口減少社会を迎える中、若者の力を社会・政治が必要としています。今こそ将来を担う若い世代の声を届けましょう。